**大阪市環境影響評価専門委員会会議録**

１　日　時　令和６年４月25日（木）10時00分～10時40分

２　場　所　ウェブ会議

３　出席者

　　　　専門委員会委員：近藤　　明　委員　　貫上　佳則　委員　　相原　嘉之　委員

　　　　　　　　　　　　乾　　　徹　委員　　亀甲　武志　委員　　竹村　明久　委員

　　　　　　　　　　　　西野　貴子　委員　　花嶋　温子　委員　　藤田　　香　委員

　　　　　　　　　　　　山口　弘純　委員　　山本　浩平　委員　　吉田　準史　委員

　　　　　　　　　　　　若本　和仁　委員

　　　　　　　　大阪市：環境局長

　　　　　　　　　　　　環境局理事兼エネルギー政策室長

環境局環境管理部長

連絡会委員（環境局環境管理部環境管理課長　他）

事務局：環境局環境管理部環境管理課

４　議　題

「（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）」について

５　議事録

【司会】　お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから大阪市環境影響評価専門委員会を開催させていただきます。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます、私、事務局の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、環境局の会議室におきまして、ウェブ会議画面の投影により、公開にて行っております。

ここで、視聴者の皆様にお願いいたします。

あらかじめ事務局からご説明させていただきました「視聴における遵守事項」に従い、お静かに視聴していただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局からご説明いたしましたとおり、視聴の妨げにならないよう、取材をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、大阪市環境局長の堀井より、ご挨拶申し上げます。

【環境局長】　おはようございます。環境局長の堀井でございます。

本日は、お忙しい中、環境影響評価専門委員会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素から本市の環境行政の推進に多大なるご指導、ご協力を賜っておりまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、新年度が始まりまして、本委員会でご審議いただきました2025年大阪・関西万博の開催まで１年を切りました。現在本市では、大阪府と一体となりまして、万博の成功など経済成長に向けた戦略の実行や都市インフラの充実など大阪の成長の実現をめざす取組を推進しているところでございます。

このような中、環境影響評価の対象となる大規模事業につきまして、より環境に配慮した取組を促進することは、快適な都市環境の確保や持続可能な社会の実現の観点からも重要と考えておりまして、今後とも委員の皆様のご意見をお聴きしながら、環境影響評価の適切な審査を行ってまいります。

本日は、本年２月21日に諮問をさせていただきました「（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書」につきまして、各専門部会で専門的、技術的な立場からご審議をいただきました結果を取りまとめましたので、委員の皆様におかれましては、本事業が環境の保全及び創造のための措置が講じられるよう、ご意見を賜りますようお願いし、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】　それでは、ご出席いただいております委員の皆様のお名前を紹介させていただきます。近藤会長、貫上会長職務代理、相原委員、乾委員、亀甲委員、竹村委員、西野委員、花嶋委員、藤田委員、山口委員、山本委員、吉田委員、若本委員、以上13名の委員の皆様にご出席をいただいておりまして、映像と音声により委員ご本人でいらっしゃること、また、委員間で映像と音声が即時に伝わることを、会長においてもご確認いただいております。

また、大阪市環境影響評価専門委員会規則第５条第２項の規定により、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本市からの出席者をご紹介いたします。

開会のご挨拶をいたしました環境局長の堀井、また環境局理事兼エネルギー政策室長の井原、環境管理部長の金子、環境影響評価連絡会の７部局から関係課長が出席しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

事前にメールにてお送りしております「次第」、「（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）」、そして、諮問の際に、事前に郵送にてお送りしております「環境影響評価方法書及び要約書」でございます。

ここで、議事に入ります前に、ウェブ会議を進めるにあたり、ご留意いただきたい事項につきまして、ご説明させていただきます。

まず、マイクでございますが、ご発言いただく時以外は、オフにしていただきますようお願いいたします。

ご発言いただく際には、マイクをオンにしていただき、まず冒頭にお名前をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、近藤会長にお願いしたいと存じます。

近藤会長、よろしくお願いいたします。

【近藤会長】　近藤です。それではただいまから、議事に入らせていただきます。

委員の皆様方には、お忙しい中、本日の専門委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、令和６年２月21日に大阪市長から当専門委員会に諮問のありました、

「（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）」についてでございます。

諮問以降、これまで、当専門委員会の大気・悪臭、騒音振動、景観、水質廃棄物などの各部会において、検討、審議を重ねてまいりました。

本日は、皆様に検討結果報告書の案について、ご検討をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、検討結果報告書の案につきまして、事務局の方からご説明をよろしくお願いいたします。

【環境管理課長】　環境局環境管理課長の三原でございます。どうぞよろしくお願いします。

「（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書についての検討結果報告書（案）」につきましてご説明いたします。

「はじめに」ですが、この報告書は、専門的・技術的な立場から検討した結果をまとめたものであること、また、方法書の縦覧期間及び意見書の受付において２通提出された旨を記載しております。

続きまして次のページですが「目次」でございます。「Ⅰ　方法書の概要」、「Ⅱ　検討内容」、「Ⅲ　提出された意見書の概要」、「Ⅳ　指摘事項」の構成となっております。

次の１ページから方法書の概要を記載しております。本事業は、現在稼働している電気炉、取鍋精錬設備、以下「LF」といいますが、LFを廃止し、生産能力を増強した電気炉、LFを新設するものでございます。次のページに施設の概要が表になっており、左側の欄に現状の電気炉、LF施設の概要、右側の欄に将来の施設の概要について説明しております。以降の方法書の概要につきましては、恐れ入りますが説明については割愛させていただきます。

22ページまでお進みください。「Ⅱ　検討内容」でございます。ここでは、方法書につきまして、事業者に確認した内容や専門委員会からのご意見、ご指摘事項を中心に説明させていただきます。

まず、１　全般事項です。

（２）施設計画について、本事業の規模に関して、新設のLFの処理能力が約３倍になるのに対して、変圧器容量を２倍としている根拠を〔事業者提出資料　1－1〕により確認しており、一定の加熱速度を満足する変圧器容量を選定し、23ページの特性グラフより仕様範囲内であることが確認されていることから、枠囲みの下ですが、LF の変圧器容量について、事業者の考え方に問題はないとしております。次に、電気炉の燃料消費量が４分の１になるのに対して、排出ガス量は約２倍となることにつきまして、〔事業者提出資料　1－2〕により確認しております。新設する電気炉につきましては、現状、放散している排ガス顕熱を有効利用し、スクラップを予熱する計画としており、予熱したスクラップを炉内に投入することでエネルギーの消費量の減少を見込んでおります。ただし排出ガス量につきましては、炉容積を大きくするため、炉内に吹き込む酸素量を現状の約２倍とするとの回答でございました。また、〔事業者提出資料　1－3〕により排出口の高さについて確認しており、本事業では、集塵機ファンの能力が上がるため、そのファンの騒音が消失する高さに設定したとしております。これらの事業者の回答を受けまして、枠囲みの下ですが、燃料消費量と排出ガス量の関係及び排出口高さについて、事業者の考え方に問題はないとしております。（３）交通計画についてですが、〔事業者提出資料　1－4〕により走行ルート別の走行割合について確認しており、施設関連車両及び工事関連車両につきまして、いずれも準備書の作成時において設定いたしますという回答を受けまして、枠囲みの下ですが、「施設関連車両の主要な走行ルート別の走行割合について、現状把握及び将来予測をするとともに、事業計画地周辺の交通状況も勘案し、工事計画において工事関連車両の走行ルートを設定した上で、予測及び評価する必要がある。」とのご指摘をいただいております。また、その下ですが、方法書では、電子伝票により受付するシステムを導入し、場内へ入場する際の車列渋滞が発生しないようにするとされていることから、そのシステムの概要について、〔事業者提出資料　1－5〕により確認しまして、〔事業者提出資料　1－6〕で車列渋滞対策として待機スペース等について確認しております。これらの事業者の回答を受けまして、枠囲みの下ですが、「車列渋滞対策について、事業者の考え方に問題はないが、場外に車列渋滞が発生しないように適切に運行管理されたい。」とのご意見をいただいているところでございます。（４）SDGｓ達成への貢献については、「本事業を含む事業者の取組みをできるだけ詳細に環境影響評価準備書に示されたい。」とのご意見をいただいております。（５）環境影響評価項目の選定等についてですが、２つ目のポツでございます。水質・底質に関して、施設の供用に伴う間接冷却水ですが、今回の事業では施設規模が大きくなるにも関わらず、現在の使用量から変わらないとする考え方について、〔事業者提出資料　1－7〕で確認しており、本事業では現状は利用されていない排ガス顕熱をスクラップ予熱に活用することで、排ガス温度が低下するため、同水量でも冷却能力は増加できると見込んでいるとの回答でございました。また、間接冷却水が同量であるとした場合の水温上昇の考え方について、〔事業者提出資料　1－8〕により確認しており、新田式を用いた試算結果では、水温上昇が１℃となる範囲は、放流口から半円状に拡散する範囲として半径25mと、影響は軽微であると考えられております。これを受けまして、枠囲みの下ですが、水温上昇が１℃となる範囲が限定的であることから、事業者の考え方に特に問題はないとしているところでございます。

また、27ページに移りますが、〔事業者提出資料　1－9〕で間接冷却水と生活排水の放流位置及び水質への影響について確認しており、水質影響につきましては最寄りの環境基準点である船町渡における将来水質は現況非悪化と考えられております。27ページの下には施設の水質諸元、また28ページに環境基準点の船町渡における将来予測濃度を示しており、その下の図では放流位置及び環境基準点の位置を示しております。こうした事業者の回答を受けまして、施設の供用に伴う水質への影響について、事業者の考え方に問題はないとしております。

また、工事に伴う排水を評価項目として選定しない理由が示されていなかったことから、〔事業者提出資料　1－10〕により確認しております。今回の事業で工事に伴い仮設排水処理設備を設置する計画としており、排水基準を満たしていることを確認したうえで既設排水口から排出するとされております。これを受けまして、29ページの枠囲みの下ですが、「水質・底質を項目選定しないとする事業者の考え方について、問題はないが、濁水処理装置の処理能力を超える降雨時においても可能な限り海域へ濁水が流出しないよう対策を検討されたい。」とのご意見をいただいております。その下のポツですが、その他の非選定項目については、本事業内容と本市の技術指針における環境影響評価項目の選定の基本的な考え方に基づいており、問題はないとしております。

30ページをご覧ください。２　大気質でございます。

（１）環境影響要因等の選定について、２つ目のポツの途中になりますが、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設であることから水銀及びダイオキシン類が選定されていることについて問題はないが、浮遊粉じん中の重金属を選定している理由について〔事業者提出資料　2－1〕により確認しております。主原料の鉄以外に大気汚染防止法で定める規制物質等や優先取組物質等により重金属を選定されており、これを受けまして、選定理由について原料である鉄スクラップに含まれる可能性のある重金属を選定しており、事業者の考え方に問題はないとしております。

（２）調査、予測及び評価の手法等についてですが、〔事業者提出資料　2－2〕では、まず重金属の測定方法について確認しております。次の31ページ〔事業者提出資料　2－3〕につきまして、浮遊粉じん中の重金属の基準値がない有害汚染物質の評価について確認しており、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値が定められている物質については、指針値を参照しますとの回答であり、その他の指針値以外の物質については排出基準を遵守することを確認するとともに、将来環境濃度に対する寄与率を確認するとの回答でございました。これらの回答を受けまして、枠囲みの下ですが、「指針値が定められている物質以外の評価について、環境保全目標とする数値の明確な設定根拠がないことから、現地調査結果等を踏まえ、環境への影響を最小限にとどめられるよう、自主的な管理目標値を設定するとともに、事後調査において確認されたい。」とのご意見をいただいております。

次に、現地調査地点の設定の考え方について、〔事業者提出資料　2－4〕により確認しております。一般環境の現地調査地点につきましては、過去の事業における気象観測結果等を参考にしまして煙源から東北東に約1.4km に最大着地濃度が出現することから、その近傍にあります工業専用地域ではなく、かつ主要な道路の沿道ではない範囲に一般環境の現地調査地点、具体的に想定されているのは南津守さくら公園を設定するとしており、ここで得られた現地調査の結果のデータを、次のページに移りますが予測評価における各地点のバックグラウンド濃度に設定するとしております。また、短期の現地調査地点の設定につきましては、先ほどの東北東の最大着地濃度地点に加え南南西方向１地点、柴谷公園を想定しております、もう１点西北西方向、鶴町南公園を想定しております。ここで実施したそれぞれのデータを予測評価における各地点のバックグラウンド濃度に設定することとしております。北方向については、平尾小学校を予測評価地点としており、バックグラウンド濃度については、西北西方向の鶴町南公園の測定値を使用するとの回答でございました。その下ですが、道路沿道における現地調査地点の設定についてですが、バックグラウンド濃度を測定する目的で事業計画地近傍の大運橋交差点の周辺の１地点を設定しております。この測定値を４地点のバックグラウンド濃度に設定するとの回答でございました。これらの回答を受けまして33ページの枠囲みの下でございます。２つ目のポツですが、「一般環境の予測にあたっては、現地調査地点以外の予測地点においても通年調査又は四季調査を実施するか、もしくは事業計画地近傍の一般環境大気常時監視測定局の平尾小学校局の測定結果と比較した上で、過小評価とならないよう、適切にバックグラウンド濃度を設定する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

34ページに移りまして、「短期の予測にあたり、北方向に予測評価地点として追加することとした平尾小学校局のバックグラウンド濃度については、鶴町南公園の測定結果を使用するのではなく、平尾小学校局においても現地調査を実施し、その測定結果から設定する必要がある。」とのご指摘をいただいております。また、その２つ下ですが、「道路沿道の予測にあたっては、現地調査地点の測定結果を予測地点すべてのバックグラウンド濃度とするのではなく、特に事業計画地南側の予測地点においては、四季調査の実施検討や近傍の自動車排出ガス測定局（住之江交差点局）の測定結果等も踏まえ、適切にバックグラウンド濃度を設定し、予測・評価を実施する必要がある。」とのご指摘をいただいております。次に、気象拡散実験の詳細について、〔事業者提出資料　2－5〕で確認しており、この事業者の回答を踏まえまして事業者の考え方に問題はないとしております。次の35ページでは、予測対象時期について回答されており、これらの回答を踏まえて問題はないとしているところでございます。

次に36ページをご覧ください。３　土壌でございます。

(２) 調査、予測、評価の手法等についてですが、事業計画地には過去、特定施設が存在していたため、まず土壌調査を実施することとしておりますが、その内容について、36ページから38ページにかけまして事業者提出資料により内容を確認しているところでございます。38ページの一番下ですが、こうした事業者の回答を受けまして「土壌に係る調査、予測及び評価手法について、問題はないが、現況調査で汚染が確認された場合の飛散防止等の必要な措置について、環境保全計画に記載されていないことから、準備書においては、土壌に係る環境の保全及び創造のための措置の内容について具体的に記載されたい。」とのご意見をいただいております。

続きまして39ページですが、４　騒音、振動、低周波音でございます。

（２）調査、予測、評価の手法等についてですが、調査地点の選定の考え方について〔事業者提出資料　4－1〕により確認しております。大阪市の技術指針に基づきまして、住居地域等の公園を選定しており、具体的にはここに示す４地点の公園での補足調査を行うこととしております。また、事業計画地は工業専用地域にあるため敷地境界の規制基準はありませんが、発生源に近い２地点を調査・予測地点とするとの回答でございました。40ページは先ほどの環境騒音測定をする４地点の位置を示しております。こうした事業者の回答を受けまして、一番下ですが、住居、学校及び病院等の環境保全施設の立地状況を踏まえ、本事業による影響が及ぶおそれがあると考えられる地点が選定されており、問題はないとしております。

41ページですが〔事業者提出資料　4－2〕により騒音等の発生源や工事中の予測対象時期などの予測手法について確認しており、施設の供用時においては、一連の工程における機器類を騒音、振動の発生源として取り扱うことや工事中の予測対象時期につきましては工事最盛期で行うなどの考え方が示されており、こうした事業者の考え方を受けまして、事業者の考え方には問題はないとしています。

続きまして42ページをご覧ください。５　悪臭でございます。

(１)環境影響要因等の選定につきまして枠囲みの下、施設供用時の悪臭につきましては、悪臭の原因となります特定悪臭物質以外の物質も混ざり合った複合臭を評価する「臭気指数」を測定することから、環境影響評価要因等の選定に問題はないとしております。（２） 調査、予測、評価手法等ですが、２つ目のポツになりますが、現地調査で周辺調査地点の選定理由につきまして、〔事業者提出資料　5－2〕により確認しており、発生源については、工場の煙突からの排出及び保管時の建屋からの漏洩として、工場煙突排出ガスによる大気拡散については、大気質と同じ考え方で３地点を設定し、建屋からの漏洩については、敷地境界２地点に加えて、事業計画地に最も近い北方向１地点が設定されております。43ページに悪臭の現地調査地点を示しております。44ページの〔事業者提出資料　5－3〕により発生源の施設の位置を確認しております。また〔事業者提出資料　5－4〕で事業計画地外の発生源の有無について確認しており、周辺には工業専用地域が存在することから、悪臭の発生源となる事業所等が存在する可能性はあるとの回答を受けまして、「現地調査地点の選定について、問題はないが、調査時に改めて悪臭の発生源が近傍にないことを確認した上で、適切な地点において試料採取を実施されたい。」とのご意見をいただいております。

45ページでは、現地調査の時期について、〔事業者提出資料　5－5〕で確認しており、６月から８月にかけての２回想定しております。こうした回答を受けまして「現地調査時期及び頻度については問題ないが、悪臭は風の影響を強く受けることから、サンプリング時の風向風速に十分注意して現地調査を実施されたい。」とのご意見をいただいております。また、臭気指数の予測方法について〔事業者提出資料　5－6〕で確認しております。保管時に発生する臭気については、既存類似事例による定性的予測を行い、工場煙突排出ガスによる臭気については大気汚染の予測と同様に大気拡散式を用いることとしており、以下詳細を47ページにかけて示しております。こうした事業者の回答を受けまして、47ページの一番下ですが、「大気拡散モデルによる臭気指数の予測にあたっては、悪臭の原因物質が特定されていないため、適切な点煙源強度を設定する必要がある。」とのご指摘をいただいております。

次の48ページをご覧ください。６　廃棄物・残土でございます。

（１）環境影響要因等の選定について、事業者提出資料により、要因として挙げている解体工事の内容や事業計画地は土壌汚染のおそれがあることから、建設汚泥の発生の有無、処理について確認しており、これらの事業者回答を受けまして、環境影響要因等の選定について、問題はないとしているところでございます。

（２）調査、予測及び評価の手法等について、〔事業者提出資料　6－3〕により、まず予測方法をについて確認しており、排出原単位を設定し、廃棄物の発生量等を算出することとしております。次の49ページですが〔事業者提出資料　6－4〕により廃棄物の種類、〔事業者提出資料　6－5〕により予測対象時期について確認しており、これらの事業者の回答を受けまして、調査、予測及び評価の手法等について、問題はないとしております。

次の50ページをご覧ください。７　地球環境でございます。

（２）調査、予測及び評価の手法等につきまして、温室効果ガスの発生源について、〔事業者提出資料　7－1〕で確認しており、この回答を受けまして電気炉及びLFだけでなく、連鋳機等のその他の設備も含めるとされており、発生源の設定に問題はないとしております。またその下ですが、サプライチェーンを含めたCO2排出量削減目標を2030年度とし、2013年度実績比で46％削減とされており、その達成見込みについて〔事業者提出資料　7－2〕により確認しております。51ページに移りまして、〔事業者提出資料　7－3〕でCO2以外の温室効果ガスの排出量について確認しております。2030年度におけるCO2を2013年度から46％削減することを計画しているものの、CO2以外の温室効果ガス種についても計上していく予定としており、こうした事業者の回答を受けまして、枠囲みの下ですが、「CO2以外の温室効果ガス種についても予測に含め、温室効果ガス排出量削減目標を設定されたい。」とのご意見をいただいております。また、その下になりますが方法書では、太陽光発電設備による再生可能エネルギーの活用を行うとしていることから、〔事業者提出資料　7－4〕及び 〔事業者提出資料　7－5〕により太陽光発電設備の規模や温室効果ガスの排出削減量の計上について確認しており、これらの回答を受けまして、一番下ですが、「温室効果ガスの排出量の積算にあたっては、太陽光発電による再生可能エネルギーの活用に係るCO2削減量も考慮されたい。」とのご意見をいただいております。

続きまして52ページをご覧ください。８　景観でございます。

（２） 調査、予測及び評価の手法等についてですが、現地調査地点４地点に遠景の眺望地点が含まれていないため、現地調査地点の選定理由を〔事業者提出資料　8－1〕により確認しており、建屋の最大高さ57.5mの垂直見込角が１度以上となる範囲である半径3.3㎞の範囲に存在する眺望地点を現地調査地点として選定しているとの回答ですが、その後、再度検討を行い、53ページの下の表に移りますが、新たに遠景に相当する「なみはや大橋」及び「千歳橋」の２点を追加し、計６地点を調査地点とすることとしております。54ページにその６地点の調査地点の位置を示しております。また、55ページからは、高さ57.5ｍの建屋の位置、計画の調査時期、頻度、56ページに移りますが、調査予測時期について確認しております。これらの事業者の回答を受けまして、枠囲みの下になりますが、「最大高さ57.5mの建屋をもとに眺望地点の範囲を絞り込み、現地調査地点を選定している考え方について問題はないが、高い建屋だけでなく、その他施設も含めた新製鋼施設全体をとらえて予測・評価されたい。」、「また、事業計画地周辺は工業専用地域となっているが、南東側近傍に位置し、本事業の施設等の細部がよく見える地点であると考えられる近代化産業遺産の「クリエイティブセンター大阪（名村造船所大阪工場跡地）」は、不特定多数の者が常時立ち入れる施設ではないが、利用の状態（利用者数、利用者の属性、利用形態）を確認の上、眺望地点に追加することが適当かつ調査可能であるか検討されたい。」とのご意見をいただいております。

以上が検討結果の内容でございます。

次の57ページには、「Ⅲ　方法書に対して提出された意見書の概要」を記載しております。

58ページに移りますが、「Ⅳ　指摘事項」でございます。先ほどの検討結果での指摘事項をまとめております。交通計画で１点、大気質で３点、悪臭で１点となっております。

最後、59ページにあります「おわりに」ということで、大阪市では、「大気汚染の状況は大きく改善されてきたが、安全で健康かつ快適な都市環境を確保するため、引き続き、都市環境の保全・改善の取組みが必要である。また、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組みが加速する中、ばい煙発生施設の多くは化石燃料の燃焼に伴い、ばい煙だけでなくエネルギー起源CO2も多く排出するため、大気汚染防止、脱炭素化の双方に資する取組みが求められている。本事業においては、ばい煙発生施設を設置することから、環境保全対策については、大気汚染防止だけでなく脱炭素化の取組みを促進するとともに、大阪市等の各種環境施策との整合性を図りながら、環境に配慮した事業実施に向けた自主的かつ積極的な取組みを要望する。」と結んでおります。

以上少し長くなりましたが、検討結果報告書案についてご説明しました。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【近藤会長】　はい。

どうもありがとうございました。

ただいまのご説明のありました検討結果報告書の案につきましては、各部会において、すでにご議論いただいているところではございますが、ただいまの説明につきまして何か補足説明等はございませんでしょうか。

ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

どなたからもご意見がないということで、すでに審議されて、十分だということでよろしいですかね。

（「なし」の声あり）

【近藤会長】　はい。

はい、わかりました。

では、他にご意見がないようですので、ただいまの「報告書（案）」の（案）を取らせていただいて最終報告書としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【近藤会長】　はい。

ありがとうございます。

特にご意見がないようですので本報告書をもちまして、大阪市長宛に答申することにいたしたいと思います。

それではただいまから答申文を読み上げさせていただきます。

令和６年４月25日

大阪市長　横山　英幸　様

大阪市環境影響評価専門委員会　会長　近藤　明

（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業に係る環境影響評価方法書について（答申）

令和６年２月21日付け大環境第e-７２５号

で諮問のありました標題については、別添の検討結果報告書をもって答申します。

以上です。

　どうもありがとうございました。では、司会にお返しします。

【司会】　はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで局長の堀井より一言お礼を申し上げます。

【環境局長】　ただいま近藤会長から、「（仮称）中山製鋼所船町工場新製鋼施設建設事業の環境影響評価方法書」について答申を拝受いたしました。

今回、近藤会長をはじめ委員の皆様におかれましては、精力的にご検討、ご審議を重ねていただきましたこと、改めて、厚く御礼を申し上げます。

本市といたしましては、この答申をもとに、事業者に対し、環境の保全及び創造の見地からの市長意見を述べるとともに、適切に環境影響評価が実施されるよう指導してまいります。

委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【司会】　以上をもちまして、本日の大阪市環境影響評価専門委員会を終了させていただきます。